

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

国土交通省では、自動車ユーザーのニーズを踏まえ、ナンバープレートの好きな番号が選べる希望ナンバー制を、登録自動車は平成10年5月、検査対象軽自動車は平成17年1月にそれぞれ導入してきたところである。

今般、自動車ユーザーのニーズへの更なる対応のため、二輪車についても、令和8年10月から希望ナンバー制を導入することとし、それに伴い、利用できる車両番号を増やすため、車両番号に使用する文字を定める道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)の規定について、所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 二輪の小型自動車の車両番号

自家用又は事業用の別等を表示する文字について、現行は平仮名又はローマ字若しくはこれらの組合せである2字とされているところ、平仮名又はローマ字の1字とし、当該文字の左に新たにローマ字及びアラビア数字を加える。

(2) 二輪の検査対象外軽自動車の車両番号

用途による分類番号を表示する文字について、現行は1桁のアラビア数字とされているところ、2桁以下のアラビア数字とする。

(3) 上記のほか、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和8年 9月下旬

施 行：令和8年10月中旬